

特 命 指 定 施 設
(松本市心身障害者福祉センター)
指定管理者候補者選定審議結果報告書

令和6年11月

松本市公の施設指定管理者選定審議会

特命指定施設（松本市心身障害者福祉センター）の指定管理者の候補者選定に係る審議結果について

松本市は、指定管理者の選定を公募により行うことを原則としていますが、次の場合に限り、公募せず、特定の団体等を指定管理者として選定できることとしています。

- 1 特定の団体が保有する高度な専門的知識による継続的な管理運営が不可欠で、他では調達できない。
- 2 地域との結びつきが強い施設で、地縁に特定される団体が管理を行って地域づくりに寄与している。
- 3 特定の団体等の寄附により設置した施設等、設置目的や経過等から管理代行者が限定される。
- 4 特定の団体等と区分所有する施設である。

これらに該当する松本市心身障害者福祉センターについて、地方自治法第244条の2並びに松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年条例第46号）第2条及び第3条に基づく指定管理者の指定の申請を受け、松本市では、指定管理者を選定することとなりました。

松本市公の施設指定管理者選定審議会（以下「選定審議会」という。）は、団体の提出書類に基づき審査を実施し、指定管理者の候補者を選定しましたので、その結果について次のとおり報告します。

令和6年11月18日

松本市長 臥 雲 義 尚 様

松本市公の施設指定管理者選定審議会

会 長 金 井 俊 道

- 1 施設の名称
松本市心身障害者福祉センター
- 2 申請団体及び特命指定する理由並びに指定期間
別表のとおり
- 3 申請団体の概要

申 請 団 体	社会福祉法人松本市社会福祉協議会 会長 小林 弘明
所 在 地	松本市双葉4番16号 松本市総合社会福祉センター内
設 立 年	昭和27年
従 業 員 数	910人
主たる業務	社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査・普及宣伝連絡・調整及び助成、保健医療・教育その他社会福祉と関連する事業との連絡、共同募金事業への協力、居宅介護支援事業・介護予防支援事業・居宅介護等事業及び老人デイサービス事業の経営、特定相談支援事業・障がい児相談支援事業・障害福祉サービス事業及び障害児通所支援事業の経営、社会就労センター・児童福祉施設及び老人福祉センターの運営、指定管理施設等の運営、ボランティア活動の振興及びボランティアセンターの経営、くらしの資金貸付事業、福祉サービス利用援助事業、成年後見支援センター事業、自立相談支援事業、地域支援事業、その他この法人の目的達成のために必要な事業
- 4 選定審議の内容
 - (1) 選定審議会の開催
 - ア 開催日
令和6年10月10日（木）【於：松本市役所第一応接室】
 - イ 出席委員（五十音順）
小口眞委員、金井俊道委員、栗田晶委員、田中史郎委員、古川智史委員、山本綾子委員
 - (2) 選定審査の方法
施設所管課の障がい福祉課長から、特命指定の理由、申請書類が募集要項に定める申請資格等を満たしていること並びに選定審査基準を参考に行った一次評価について報告を受け、質疑を行いました。
その上で、特命指定理由の妥当性及び事業計画書の内容が以下の3つの条件を満たすものであるかを中心に審査を行い、指定管理者候補者を選定しました。
 - ア 事業計画書による当該施設の運営が、住民の平等利用を確保することができるものであること。
 - イ 事業計画書の内容が、当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

5 選定結果

別表の申請団体を指定管理者候補者として選定しました。

以 上

別 表

特命指定申請団体及び特命指定理由並びに指定期間

施設名	申請団体	特命理由	指定期間
松本市心身障害者福祉センター	社会福祉法人松本市社会福祉協議会	施設利用者の特性に沿い、心身の状態を十分把握した上での継続的な支援が不可欠な施設であり、また障がい者支援においては支援者との信頼関係が重要な要素を占めていることから、継続して申請団体に特命指定とするもの	R 7. 4 ～ R 1 2. 3 (5 年間)